

平成 2 9 年 第 4 回 教育 委員 会

定 例 会 議 事 録

平 成 2 9 年 4 月 1 7 日

東 久 留 米 市 教 育 委 員 会

平成29年第4回教育委員会定例会

平成29年4月17日午前10時00分開会

市役所3階 議会会議室

- 議題 (1) 議案第17号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(2) 議案第18号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について
(3) 諸報告1
①平成29年度放課後子供教室登録児童数(3/24現在)について
-

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 直原教育長 これより平成29年第4回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
○尾関教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について、教育総務課長から説明をお願いします。
○小堀教育総務課長 「議案第19号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」から「議案第22号 東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について」まで、及び諸報告の「東久留米市教育委員会教育長の休暇等（平成28年度後期分）に関する報告について」は人事案件であるため、非公開で審議及び報告をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。
○直原教育長 ただいま議案第19号から議案第22号まで、及び諸報告の「東久留米市教育委員会教育長の休暇等（平成28年度後期分）に関する報告について」は人事案件であるため、非公開で審議及び報告を行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。
-

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 お願いします。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお話しします。お配りしている資料については、ご入用の場合はお持ち帰りいただけます。なお、議案第19号から第22号まで、及び諸報告の「教育長の休暇等（平成28年度後期分）に関する報告について」は人事案件であるため、その審議、報告については傍聴の方にはご退席をいただきますので、よろしくをお願いします。

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。3月24日に開催した第2回臨時会及び3月28日に開催した第3回臨時会の議事録についてご確認いただきました。特に修正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、議事録はいずれも承認されました。
-

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 議事に入ります。「議案第17号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第17号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。平成29年4月17日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」の策定に伴い、図書館条例の一部を改正する必要があるためです。詳しくは図書館長から説明します。

○岡野図書館長 「議案第17号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を説明します。本年1月、第1回定例会において「今後の東久留米市立図書館の運営方針」が決定しました。これに基づき図書館条例の改正を行うものです。施行は平成30年4月1日を予定しています。

運営方針では、新しい図書館運営で解決すべき課題として、費用対効果の高い持続可能なサービスとして「1. 全館で利用しやすい効果的な開館時間の設定」を、これは具体的に午前9時から午後7時までです。また、「2. 集会施設の貸出しの終了」を提案しています。資料を2枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。第6条は開館時間の規定です。現行では、中央図書館は平日の「月曜日から木曜日まで」は「午前10時から午後8時まで」、「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」は「午前10時から午後5時まで」と規定されています。こちらの開館時間については全館で「午前9時から午後7時まで」と改めるものが1点目です。2点目としては、第13条から第16条までの「集会施設の利用」に関する規定を「集会施設の利用を終了する」こととなりますので、これらの規定を削除するという条文の整理を行うことが全体的な条例改正の内容です。

○直原教育長 ただいまの説明について、ご質問あるいはご意見等がありますでしょうか。

○名取教育委員 集会施設の利用を取りやめる条例案ですが、それに伴って今までの利用者の方々にきめ細かく説明していただく必要があると思います。何か考えていらっしゃいますか。

○岡野図書館長 現在、集会施設を利用いただいている方への説明については、先の3月議会でも話し合いの場を持ってほしいという請願がありまして、結果としては不採択になっていますが、その請願を出されている市民交響楽団を含め、利用団体の皆様にはご説明をした上で、現状についてのご意見等を伺う機会を設定したいと考えています。既に、市民交響楽団及び市民吹奏楽団の代表の方とは話をさせていただく機会を持ちました。また、近いうちに登録団体全体に通知を差し上げ、説明する機会をつくりたいと考えています。

○名取教育委員 長年、利用してくださっている方々はいろいろお考えも思いもおありだと思いますので、十分話し合っただけであればと思います。よろしくをお願いします。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第17号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第17号は承認することに決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 ただいまの議案第17号と関連がありますが、「議案第18号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第18号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成29年4月17日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、東久留米市立図書館条例の改正に伴い、東久留米市立図書館運営規則の規定を整備する必要があるためです。詳しくは図書館長から説明します。
- 岡野図書館長 条例改正に伴う東久留米市立図書館運営規則の改正についてです。新旧対照表をご覧ください。第3条は開館時間が条例で改正されることに伴い変更になるもので、現行は「別表2」になりますが、現在の地区館の開館時間は指定管理者の提案により「午前9時から午後8時まで」で実施しています。しかし、今回の条例改正により「午前9時から午後7時まで」と全館同じ開館時間で実施することになりますので、この別表を削除するものです。もう一度1ページに戻っていただき、第13条をご覧ください。先ほどの「集会施設の貸出し」の規定を受けた規定ですのでこの13条を削除します。また、第2条の集会施設の関係ですが、第2条は図書館の事業について規定しているもので、これについては(6)「集会施設の提供」があります。集会施設関連では、第2条第6号と第13条を削除する内容になっています。
- 直原教育長 ただいまの説明について、ご質問あるいはご意見はありますか。
- 名取教育委員 今までの規則は開館時間が少し違ってしまして、特に中央館では曜日によって変えていました。今度は午前9時から午後7時までということで全館統一されるということですが、その理由について伺います。
- 岡野図書館長 先ほどの説明でも申し上げましたが、運営方針の中で、身の丈に合った図書館経営ということで考えてまいりまして、まずは「効果的な開館時間」ということを検討しました。朝の9時から開館することについては現在も地区館でも実施しており皆様から大変好評であること、また、市内の他の公共施設も全て午前9時前から開館している現状がありますので、中央図書館においても午前9時から開館することが妥当であると考えています。また、中央図書館の開館時間については土曜日、日曜日、祝日が午後5時までということですが、そこはもう少し長い時間開館できないか、特に夏休みなどに親子やご家族で利用されることを考えますと休日に長く開けてもらいたいというご要望がありました。また、学習室を使っている方は土曜日、日曜日、祝日の場合は午後5時以降も利用したいというご要望もありまして、延長することを今回提案しています。ただし、「午後7時から8時まで」の部分については地区館の指定管理者の提案により、これまで4年間実施してきました。確かに利用される方もおられ、満足度評価では評価の高い部分ではありますが、実際に利用している方が比較的に少ないこと、同じ方が利用されていることからしますと、開館時間を延長したことによって大きく利用者層の開拓をできたことには至っていないと考えられます。やはり、皆様が利用しやすい時間を設定しながら経費的な効果もねらいたいということで、今回の運営方針の中では全館で利用しやすく「効果的な開館時間の設定」として、「午前9時から午後7時まで」と決定しています。それを受けて規則改正を提案しています。
- 尾関教育委員 これは先ほどの議案も含めてのことですから、来年度からということですのでよろしいですね。しかし、春先になってからではなく、今年の秋が迫ってきたら利用者及び市民

に早めにきちんと広報をしてもらいたいと思います。

- 直原教育長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第18号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第18号は承認することに決しました。

◎諸報告

- 直原教育長 次に諸報告に入ります。

- 市澤生涯学習課長 「平成29年度放課後子供教室登録児童数(3/24日現在)について」報告します。今月から行われます、放課後子供教室の登録児童数についてです。既存校については第九小学校が103人、平成28年度には最終的には190人が登録していました。南町小学校は102人、同じく平成28年度は147人が最終的に登録していました。小山小学校は71人、同じく平成28年度は96人が登録をしていました。今年からの開設校については第六小学校で51人、第七小学校で72人、本村小学校で31人の登録となっています。3月24日現在での全体の登録児童数は6校で430人となります。昨年最終登録児童数は3校で433人でした。新1年生については2学期からの参加となりますので、9月以降はまた人数が増えるものと考えています。4月の開始時期ですが、第九小学校は4月11日から、今年度の事業を始めています。南町小学校は4月18日、明日からになります。小山小学校は4月13日から、第六小学校が4月25日から、第七小学校は4月27日から、本村小学校は4月21日からスタートします。

- 直原教育長 ただいまの報告について、ご質問等がありますか。

- 細川教育委員 保険料はどうなっているのか。けがをした場合はどうなっているのか説明をお願いします。

- 市澤生涯学習課長 ご本人負担で登録時に保険料800円をいただいています。今回は3月25日までに手続きをしていただきましたが、土曜日、日曜日であればその前日までにその800円を持って登録していただきました。保険には必ず加入していただくことになっています。

- 細川教育委員 放課後なので、けがのようにお願いします。

- 直原教育長 ほかはよろしいでしょうか。ほかに公開の場でできる報告事項はありますか。

- 細田教育委員 図書館長にお聞きしたいのですが、ひばりが丘の地域センターにお風呂がありましたね。高齢者の方の利用がすごく増えているのですが心配はないのでしょうか。

- 師岡教育部長 南部地域センターの中には図書館、高齢者の方の施設などが複合で入っています。お風呂については地区センターの所管である福祉総務課が扱っています。詳しいことについては教育委員会では把握していません。

- 細川教育委員 4月4日に開催された教員のための研修会、運動会の組み体操についての研修会に私と細田委員が参観してきました。先生たちもジャージ姿に着替えておられ、日体大の組み体操等のビデオを見ながら、実際に先生たちが二人組、三人組、四人組と組んで、「こういうことはやってはいけない」「こういうふうにとすると良い」「これは危ない」など自分で経験され、とても良い研修だったのではないかと感じました。今年度も6月や10月

に運動会が開催される学校があると思いますが、間際になると事故が発生する可能性もありますので、事故のないように基本的な動作から行うということをお願いしたいと思います。

○直原教育長 ほかにはありますか。よろしいでしょうか。

それでは、この後非公開の会議に入ります。傍聴の方はこちらでご退席をお願いします。

(傍聴者 退席)

(公開しない会議を開く)

※平成29年第4回定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年6月2日

教育長 直原 裕（自 署）

署名委員 尾関 謙一郎（自 署）